

寺井中学校防球ネット張替修繕仕様書

1. 業務名

寺井中学校防球ネット張替修繕

2. 業務箇所

能美市立寺井中学校

3. 履行期間

令和8年10月30日

4. 業務内容

- (1) 本業務は、下記施設について、防球ネット張替を行うものとする。
 - ・能美市立寺井中学校グラウンド
- (2) 上記業務に関しては下記の通りの作業を行うものとする。
 - ・防球ネット張替 (H=8.0m 既設撤去含む) L=132.0m

5. 注意事項

- (1) 施工箇所での作業については、下記の事に十分配慮すること。
 - ① 施設利用者、周辺住民、環境に配慮して行うこと。
 - ② 交通安全に十分注意すること。
 - ③ 施設を破損させないように、十分注意すること。
 - ④ 施設職員と協議、連絡を行うこと。
 - ⑤ 作業予定を連絡すること。

6. 施工管理

契約図書に適合する業務を完了させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行う。

7. 業務責任者

- (1) 受注者は、業務責任者を定め施設管理担当者に届け出る。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務責任者は、業務担当者に作業内容及び施設管理担当者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。
- (3) 業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

8. 施工条件

- (1) 施工を行う日及び時間は、監督員と協議すること。
- (2) 当初に定められた施工時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- (3) 当該業務は、週休2日制（週単位）対象外である。

9. 火気の取扱い

施工等に際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ調査職員の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意する。

10. 喫煙場所

原則、敷地内禁煙とする。

11. 出入り禁止箇所

業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。

12. 業務担当者

- (1) 業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
- (2) 法令により施工等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業等を行う。

13. 服装等

- (1) 業務関係者は、業務及び作業に適した服装、履物で業務を実施する。
- (2) 業務関係者は、名札又は腕章を着けて業務を行う。

14. 担当職員の立会い

施工等に際して担当職員の立会いを求める場合は、あらかじめ申し出る。

15. 持ち込み資機材の残置

非常駐の業務にあつては、受注者が持ち込む資機材は、原則として毎日持ち帰るものとする。ただし、業務が複数日にわたる場合であつて、施設管理担当者の承諾を得た場合には残置することができる。なお、残置資機材の管理は、受注者等の責任において行う。

16. 廃棄物の処理等

業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、原則として受注者の負担とする。

17. 産業廃棄物等

業務の実施に伴い発生した産業廃棄物は、積み込みから最終処分までを産業廃棄

物処理業者に委託し、マニフェスト交付を経て適正に処理する。

18. 提出書類

提出書類は以下のとおりとする。

- (1) 業務着手届、業務工程表
- (2) 下請人通知書（下請人がいる場合）
- (3) 使用材料見本資料
- (4) 産業廃棄物等マニフェスト
- (5) 施工実施前及び施工中、材料検収、施工後の写真
- (6) 業務完了届

19. 業務の検収及び支払い

業務の全部を完了したときは、受注者は完了届を発注者に提出し、発注者が出来形を確認した後、業務代金の支払いを請求することができる。

20. 疑義の決定

本業務遂行に際し、疑義の生じた場合、双方協議の上、決定するものとするが、協議成立しない場合は、発注者の指示に従うこと。